

特許権	判決年月日	令和4年3月29日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和2年(ネ)第10057号		
○ 特許法100条1項及び2項に基づき被告製品の販売等の差止め及び廃棄並びに被告電子部品の廃棄を求め、特許権侵害の不法行為に基づき損害賠償を求める各請求が権利の濫用に当たるとは認められないと判断された事例。				

(事件類型) 特許権侵害差止等 (結論) 原判決変更

(関連条文) 特許法100条1項及び2項、民法1条3項

(関連する権利番号等) 特許第4886084号、第5780375号、第5780376号

判 決 要 旨

1 Xは、複写機、複合機やプリンタなどのオフィス向けの画像機器及びその関連商品の製造、販売、輸出入及び研究開発等を業とする株式会社であり、発明の名称を「情報記憶装置」などとする本件各特許の特許権者である。Yらは、Xが製造及び販売するプリンタに対応する使用済みのX製のトナーカートリッジ製品からその電子部品を取り外し、被告電子部品に取り替えた上で、トナーを再充填して製造した各トナーカートリッジ製品（被告製品）を販売する事業者（リサイクル事業者）である。

本件は、Xが、Yらの行為は、本件各特許権の侵害に当たる旨主張して、Yらに対し、特許法100条1項及び2項に基づき被告製品の販売等の差止め及び廃棄並びに被告電子部品の廃棄を求め、本件各特許権侵害の不法行為に基づき損害賠償請求の連帯支払を求めた事案である。

原審は、被告電子部品は本件各特許に係る発明の技術的範囲に属するが、Xによる上記各請求は権利の濫用に当たり許されないとして、Xの本件各請求を棄却した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、本件各請求が権利の濫用に当たり許されないとのYらの主張を退け、原判決を変更して、Xの請求を認容した。

(1) 再生品が装着された原告プリンタは、トナー残量表示に「？」と表示され、残量表示がされず、予告表示がされない点で純正品の原告製品が装着された原告プリンタと異なるが、再生品が装着された場合においても、トナー切れによる印刷停止の動作及び「トナーがなくなりました。」等のトナー切れ表示は純正品が装着された場合と異なるものではなく、印刷機能に支障をきたすものではないこと、再生品が装着された原告プリンタにおいても、トナー残量表示に「？」と表示されるとともに、「印刷できません。」との表示がされるので、再生品であるため残量表示がされないことも容易に認識し得るものであり、ユーザーが印刷機能に支障があるとの不安を抱くものとは認められないこと、ユーザーは、残量表示がされないことについて予備のトナーをあらかじめ用意しておくことで対応することができ、このようなユーザーの負担は大きいもの

とはいえないことを踏まえると、残量表示がされない再生品と純正品との上記機能上の差異及び価格差を考慮して、再生品を選択するユーザーも存在するものと認められる。また、前記認定のとおり、残量表示がされることが公的入札の条件であるとはいえない。

- (2) リサイクル事業者においては、残量表示がされないことについてユーザーが不安を抱くことを懸念するのであれば、再生品であるため残量表示がされないが、印刷はできることを表示することによって対応できること、電子部品の形状を工夫することで、本件各発明1ないし3の技術的範囲に属さない電子部品を製造し、これを原告電子部品と取り替えることで、本件各特許権侵害を回避し、残量表示をさせることは、技術的に可能であることからすると、原告プリンタ用のトナーカートリッジの市場において、本件書換制限措置によるリサイクル事業者の不利益の程度は小さいものと認められる。
- (3) Xは、本件書換制限措置を行った理由について、原告電子部品に本件書換制限措置が講じられていない場合には、原告プリンタに自ら品質等をコントロールできない第三者の再生品のトナーの残量が表示され、残量表示の正確性を自らコントロールできないので、このような弊害を排除したいと考えた旨を主張し、経営戦略として、原告製プリンタに対応するトナーカートリッジのうち、ハイエンドのプリンタであるC830及びC840シリーズに対応する原告製品に搭載された原告電子部品を選択した旨を述べていること、その理由には相応の合理性が認められること、上記のとおり、本件各特許権侵害を回避した電子部品の製造が技術的に可能であることを併せ考慮すると、本件書換制限措置のされた原告電子部品を取り替えて使用済みの原告製品に搭載した被告電子部品について、Xが本件各特許権を行使することが、原告製品のリサイクル品をもっぱら市場から排除する目的によるものと認めることはできない。
- (4) 上記のとおり、本件書換制限措置によりリサイクル事業者が受ける競争制限効果の程度は小さいこと、Xが本件書換制限措置を講じたことには相応の合理性があり、Xによる被告電子部品に対する本件各特許権の行使がもっぱら原告製品のリサイクル品を市場から排除する目的によるものとは認められないことからすると、Xが本件書換制限措置という合理性及び必要性のない行為により、Yらが原告製品に搭載された原告電子部品を取り外し、被告電子部品に取り替えることを余儀なくさせ、上記消尽の成立を妨げたものと認めることはできない。
- (5) 以上の認定事実及びその他本件に現れた諸事情を総合考慮すれば、Xが、Yらに対し、被告電子部品について本件各特許権に基づく差止請求権及び損害賠償請求権を行使することは、競争者に対する取引妨害として、独占禁止法（独占禁止法19条、2条9項6号、一般指定14項）に抵触するものということとはできないし、また、特許法の目的である「産業の発達」を阻害し又は特許制度の趣旨を逸脱するものであるということとはできないから、権利の濫用に当たるものと認めることはできない。